

精神科専門医資格認定更新にかかる研修を申請いただきます団体の皆様へ

謹啓 貴会におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年、日本専門医機構制度への移行に伴い、2015年11月1日より弊学会専門医制度の改定及び単位取得方法変更のご案内させていただきました。単位取得方法にかかり、先般日本専門医機構合同委員会にて、下記新たな暫定措置が示されましたのでご連絡申し上げます。

日本専門医機構にて制度の本格運用が2017年度となるため、2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）については、下記暫定措置を適用とします。

【単位対象のセッションについて】

＜現行：2015年11月より現在まで＞

特別講演・教育講演といった、1人または2人の演者で行われる1時間以上の講演形式のセッションに限り、1時間の講演につき1単位認定されている。

※一般演題、シンポジウム、ワークショップ等は単位対象外とされている。

↓

＜暫定措置：2016年4月1日より2017年3月31日まで＞

日本精神神経学会 生涯教育委員会が単位認定に相応しい内容と判断したプログラムについては、一般演題、シンポジウム、ワークショップ等も1時間につき1単位として単位認定の対象とする。

注) 暫定措置は2016年度のみとなり、2017年度以降は現行通りとなります。

制度移行期につき変更点が多く、団体の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、より円滑に制度運用を行うためにも、ご協力賜れましたら大変幸甚でございます。

末筆ながら、貴団体の今後益々のご発展を祈念しております。

謹白

2016年3月吉日
公益社団法人 日本精神神経学会
生涯教育委員会

【本件に関するお問い合わせ先】
日本精神神経学会事務局 生涯教育委員会事務担当
赤峰博樹、高橋恵美子、對間望
TEL:03-3814-2991 / FAX:03-3814-2992
E-mail: senmonkoushin@jspn.or.jp